

# 表示責任を有する者等の整理について

平成25年12月

消費者庁食品表示企画課

# 目次

- 現行ルールに基づく実際の表示例・・・・・・・・・・・・ 3
- 「表示責任を有する者」について（現行のJAS法に基づく表示について）・・・・・・・・・・・・ 4
- 実際に製造や加工を行う者について（現行の食品衛生法に基づく表示について）・・・・・・・・・・・・ 17
- 食品表示基準に基づく表示例・・・・・・・・・・・・ 21

# 現行ルールに基づく実際の表示例

加工食品について、現行のJAS法と食品衛生法それぞれに基づき、事業者の氏名や住所について表示する義務が課されている。現行ルールを確認し、新しい食品表示制度におけるこれらの表示義務について整理をする。

## 現行のJAS法と食品衛生法

### 加工食品の実際の表示例

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	80g
賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光及び高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	〇〇株式会社 123-4567 東京都▲▲区...
製造者	■ ■株式会社 234-5678 埼玉県△△市...

JAS法に基づく表示。表示内容に責任を有する者の氏名と住所について記載。

製造業者、販売業者、加工包装業者、輸入業者は、それぞれの欄名を「製造者」、「販売者」、「加工者」、「輸入者」と記載する。

食品衛生法に基づく表示。実際に製造や加工等をしている者と所在地について記載。

「表示責任を有する者」について  
(現行のJAS法に基づく表示について)

# 食品表示法における食品関連事業者の義務

## 食品表示法

- 第5条において、食品関連事業者等(※1)は、食品表示基準に従った表示がなされていない食品を販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。)してはならないこととされている。

※1 「食品関連事業者等」とは、以下の者をいう(第2条第3項)。

- ・食品の「製造」「加工」若しくは「輸入」を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く。)又は食品の「販売」を業とする者
- ・これら以外の食品の販売をする者

なお、「販売」には、不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡をも含むものである(第1条)が、所有権の移転を伴わない行為は「販売」には含まれない。したがって、所有権の移転を伴わない行為を行う者は「食品関連事業者」には該当しない。

食品関連事業者に該当しない例:

- ・所有権の移転を伴わない、単なる運送を行う運送業者
- ・所有権の移転を伴わない、単なる保管を行う倉庫業者
- ・所有権の移転を伴わずに、委託元からの指示に基づき、委託元から供給された材料を用いて、単に調理作業を行う加工業者

- また、食品表示基準違反に対する指示や命令、罰則等の措置は、表示をする事業者のみならず、「販売」を行う事業者(食品関連事業者)を広く対象としている。
- このため、食品表示に関して一義的に指示や命令、罰則等の対象となるのは、責任をもって表示した者であるが、既に表示がされた食品を仕入れて販売する事業者についても、食品表示基準に従った表示がされていない食品を販売した場合には、それらの措置等の対象となりうる(※2)。

※2 現行のJAS法においても、既に表示がされた食品を仕入れて販売する事業者が、品質表示基準に従った表示がされていない食品を販売した場合には、指示等の対象となりうる。また、現行の食品衛生法においても、当該事業者は、営業停止命令や営業禁止、営業許可取消等の対象となりうる。

## ●食品表示法

※ 点線…措置を行う要件 / 下線…措置

(定義)

第2条 (略)

2 (略)

3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 食品の製造、加工(調整及び選別を含む。)若しくは輸入を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く。)又は食品の販売を業とする者(以下「食品関連事業者」という。)
- 二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

(食品表示基準の遵守)

第5条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

(指示等)

第6条 食品表示基準に定められた(略)表示事項(略)が表示されていない食品(酒類を除く(略))の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた(略)遵守事項(略)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(略)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 (略)

3 表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣(略)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

4 (略)

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6・7 (略)

8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、(略)食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項(略)について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第8条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、(略) 表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 財務大臣は、(略) 表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4～9 (略)

第17条 第6条第8項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第18条 第6条第8項の内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第19条 食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地(原材料の原産地を含む。)について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第20条 第6条第5項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

# 表示責任を有する者に係る現行のルール

## 現行のJAS法

加工食品については、一括表示欄に、**「表示内容に責任を有する者」の氏名及び住所**を記載することとされている。

(理由)加工食品の内容を最もよく把握している者に表示の責任を負わせることが適当であるため。

### ●JAS法

第19条の13 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

第19条の13の2 **製造業者等**は、品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

※ 「製造業者等」とは、農林物資の製造、加工(調整又は選別を含む。以下同じ。)、輸入又は販売を業とする者をいう(JAS法第14条)

### ●加工食品品質表示基準

(加工食品の義務表示事項)

第3条 加工食品(業務用加工食品を除く。以下この条から第4条の2までにおいて同じ。)の品質に関し、製造業者、加工包装業者、輸入業者又は販売業者(以下「製造業者等」という。)が加工食品の容器又は包装に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- (1)～(5) (略)
- (6) **製造業者等の氏名又は名称及び住所**

(加工食品の表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

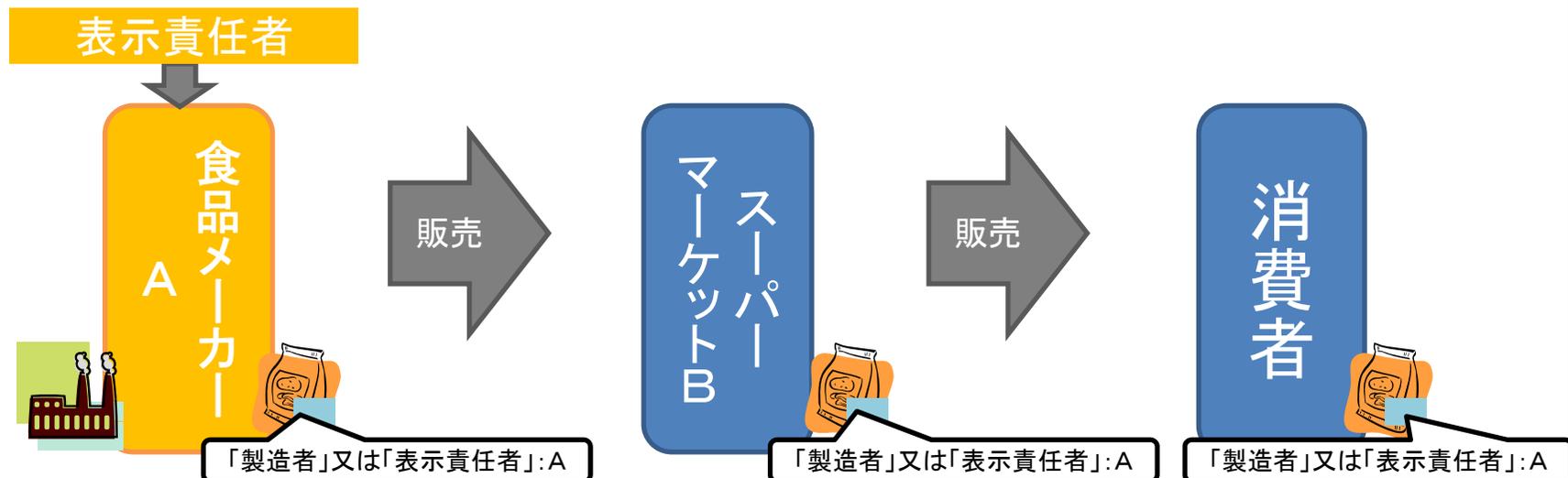
- (1)～(8) (略)
- (9) **製造業者等の氏名又は名称及び住所**  
製造業者等のうち表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所を記載すること。

# 食品表示基準における表示責任を有する者の考え方

## 食品表示法

- 現行のJAS法において「表示内容に責任を有する者」に関する表示を規定している趣旨については、その必要性は変わるものではなく、食品表示基準においても、「表示内容に責任を有する者」の氏名及び住所の表示が必要。
- 食品表示法は、名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地等の情報が食品表示を通じて消費者に提供されることを想定している。
- これらの情報を最もよく把握しているはずである、「当該食品の内容を最もよく把握している者」に表示の責任は発生すると考えられる（「販売者」や「製造者」に限定されない）。この点については、生鮮食品や添加物においても変わるものではない。

例：食品メーカーが「当該食品の内容を最もよく把握している」ポテトチップスの場合



※ 現行のJAS法のルール下では、表示内容の責任を複数の者が有する場合に、当事者間の合意によって表示責任者として表示する者が決定されており、その方法には変更はない。

● このように、「販売者」や「製造者」に限定せずに表示責任者を規定することにより、**様々な流通実態に対応可能**。

仮に、加工食品について、「販売者」や「製造者」等を表示責任者として規定した場合、表示責任者が必ずしも食品の内容の全てを最もよく把握していない又は適切ではない(法が予定していない)場合が生じる。

【「販売者」と明確に表示責任者を規定すべきでない場合の例】

- ・小売業者が食品を仕入れて販売するNB商品(ナショナルブランド商品の略。この資料においては、例えば、食品メーカーが企画し、自らのブランドで販売する商品をいう。) 《12頁参照》

小売業者は、その食品の開発等には携わっていないため、必ずしも食品の内容の全てを最もよく把握していない。

【「製造者」と明確に表示責任者を規定すべきでない場合の例】

- ・大手メーカーがブランドオーナーであるNB商品(実際に食品を作っているのは別の製造者) 《13頁参照》

製造委託先のメーカーは、必ずしもその食品の内容の全てを最もよく把握していない。

- ・小売業者がブランドオーナーであるPB商品(プライベートブランド商品の略。この資料においては、例えば、小売業者や卸売業者が企画し、独自のブランドで販売する商品をいう。) 《14頁参照》

製造委託先のメーカーは、必ずしもその食品の内容の全てを最もよく把握していない。

- ・海外で製造され、輸入業者が食品の情報を把握している輸入食品 《15頁参照》

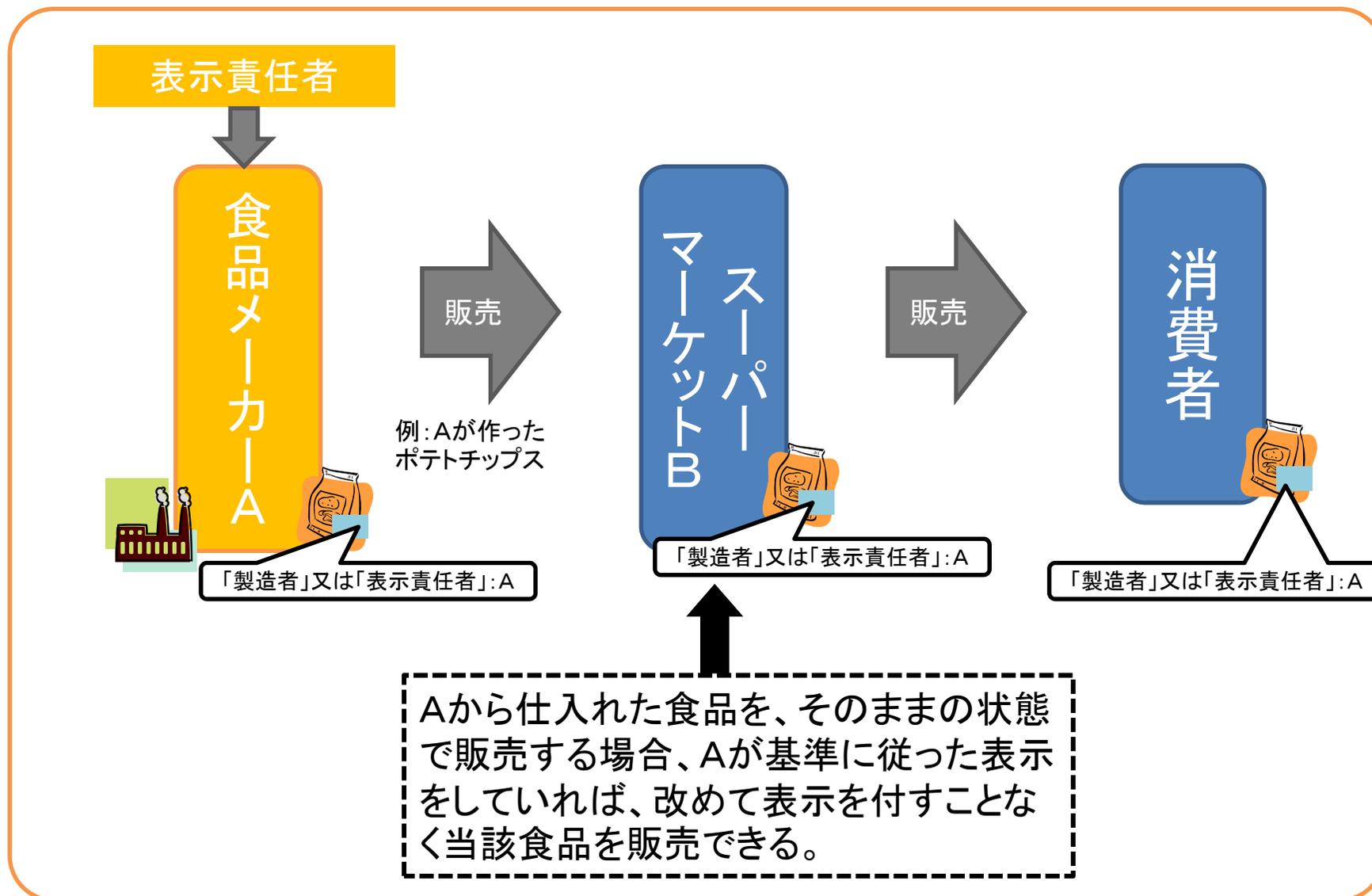
実際に製造している海外のメーカーは、海外の事業者に対しては食品表示法の指示や命令、罰則は適用されないため、表示責任者として適切ではない(法が予定していない)。

● 現行のJAS法においては、表示責任者は、「製造者」、「加工者」である場合のほか、当該食品の企画・開発に携わった「販売者」や、その食品を輸入した「輸入者」の場合もあることから、表示の方法としては、それぞれ「製造者」「加工者」「販売者」「輸入者」と欄名に表示することとされている。

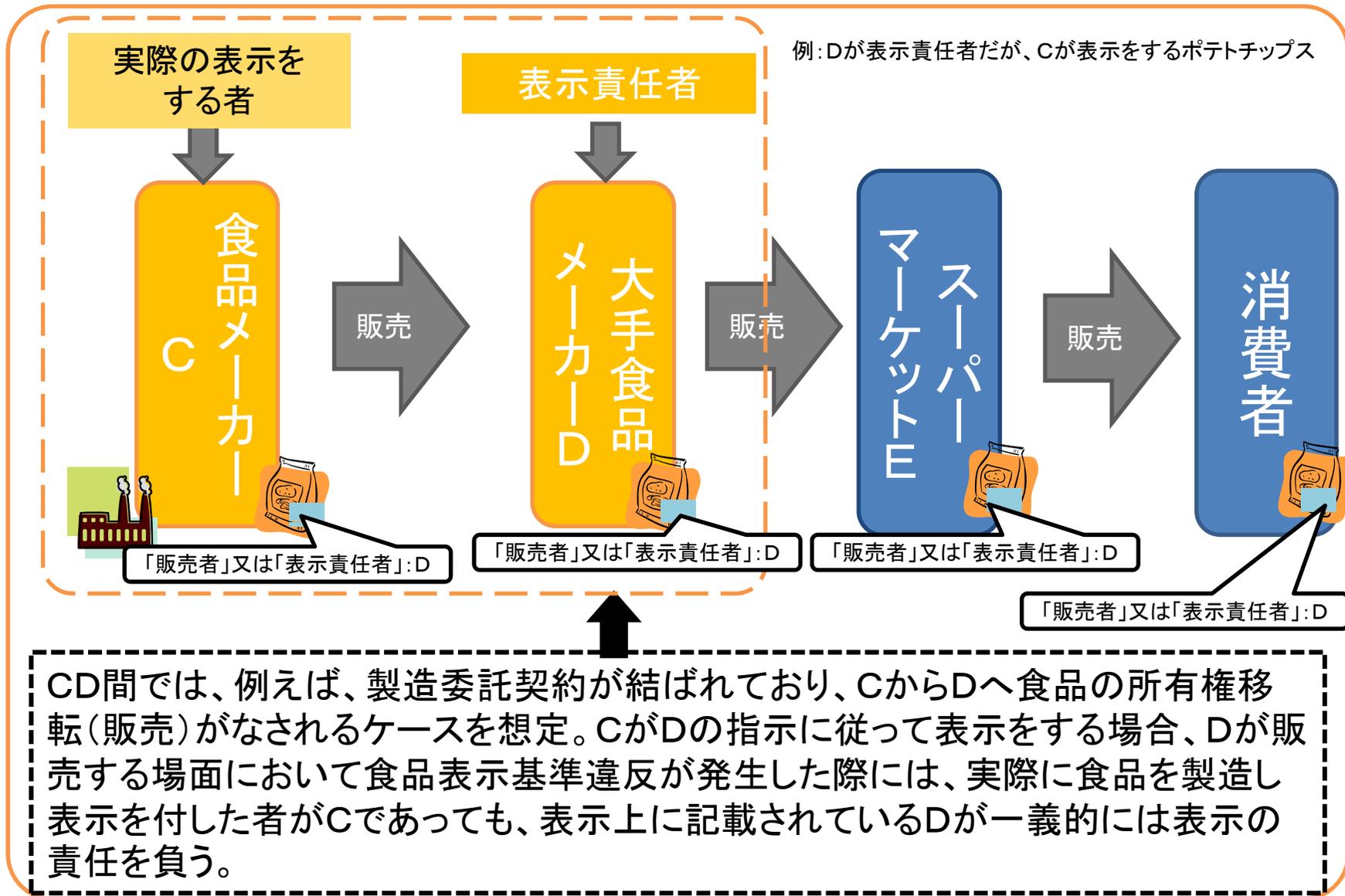
しかしながら、自分が「製造者」「加工者」のいずれに該当するのかがわかりにくいこともあり、事業者は、商品ごとに、過去の経験などに基づき判断をすることが必要となる。その判断をするためのコストは、最終的には、商品の価格に影響を及ぼすものである。

また、消費者にとっては、表示の内容に責任を持つ者が明らかになることが重要と考えられることから、**欄名に「表示責任者」と記載することも可能とする。**

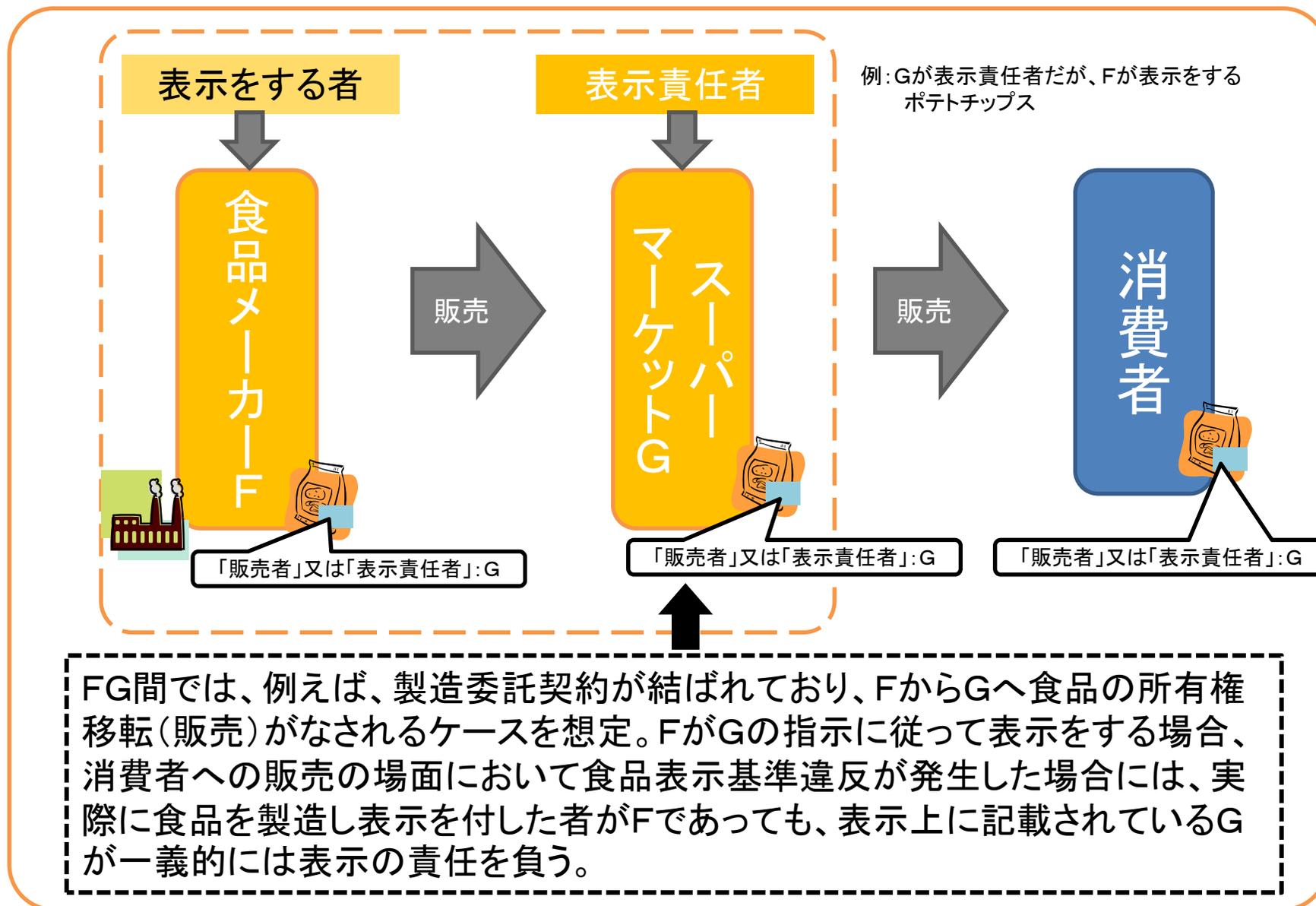
# (参考)食品の様々な流通実態と表示責任者① (一般的なNB商品のポテトチップスの場合)



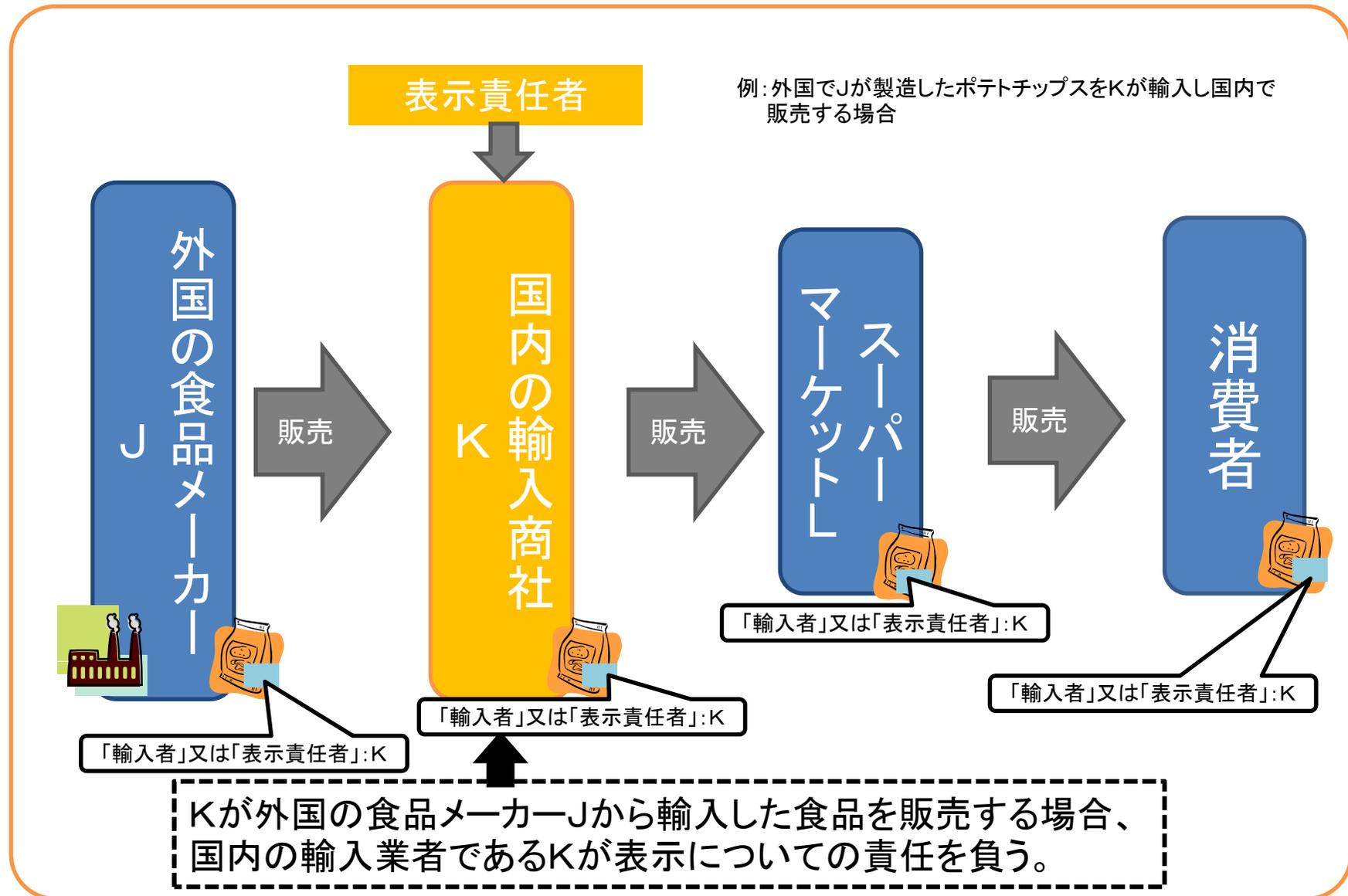
(参考)食品の様々な流通実態と表示責任者②  
 (大手食品メーカーがブランドオーナーであるNB商品のポテトチップス  
 (「実際に食品を作っている者」は別の製造業者)の場合)



(参考)食品の様々な流通実態と表示責任者③  
(小売業者がブランドオーナーであるPB商品のポテトチップスの場合)



(参考)食品の様々な流通実態と表示責任者④  
(外国で製造され、輸入業者が食品の情報を把握しているポテトチップスの場合)



## 食品表示基準に基づくルールと 現行の食品衛生法と健康増進法に基づくルールとの関係

JAS法の規定を引き継ぎ、当該食品の内容を最もよく把握している者を表示責任者とするとしても、現行の食品衛生法や健康増進法に基づくルールから変更が生じるものではない。

(理由) 両法とも、事業者が食品の販売をする際に、必ず自分で表示を付すことまで要求するものではなく、流通の上流にいる表示責任を有する者が基準に従った表示を行い、それを仕入れてそのままの状態の販売する場合、当然、改めて表示し直す必要はないため(例えば、仕入れたポテトチップスに既に正しい表示がされていれば、自分が表示をし直さずとも、その食品を販売できる。)。

### ●食品衛生法

第19条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

2 表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

### ●健康増進法

第31条 内閣総理大臣は、販売に供する食品につき、栄養表示に関する基準を定めるものとする。

第31条の2 販売に供する食品につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。

実際に製造や加工を行う場所について  
(現行の食品衛生法に基づく表示  
について)

## 実際に製造や加工を行う場所について

### 現行の食品衛生法

当該食品について、最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所（輸入品にあつては、輸入した者の営業所所在地）を表示させることとしている。

（理由）食品衛生上の問題が生じた場合、当該食品が実際に作られた場所等に立ち入り調査し、危害の拡大防止のため迅速に是正を求める必要があるため。



### 食品表示法

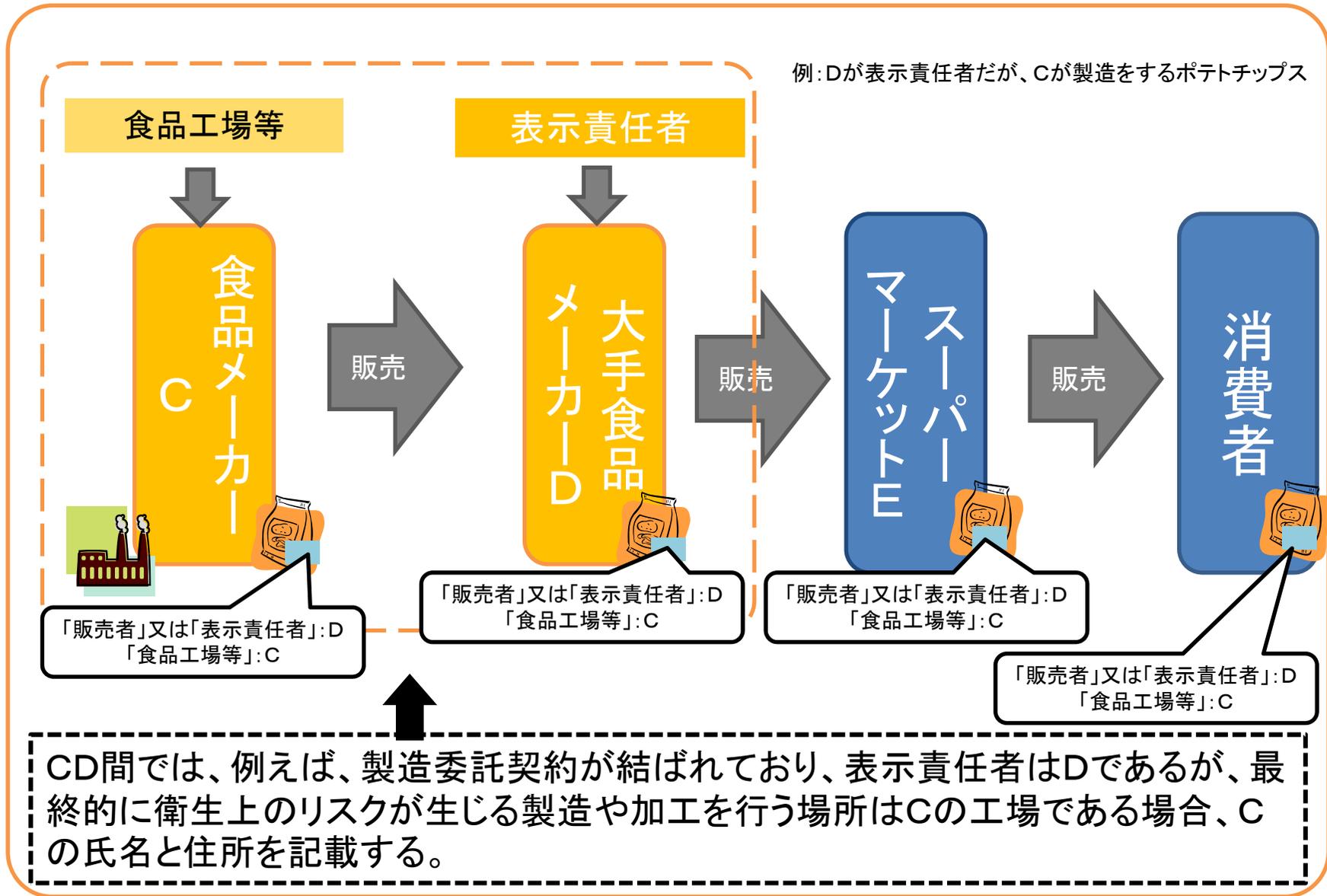
- 食品衛生法において「実際に製造や加工を行う場所」に関する表示を規定している趣旨については、その必要性は食品表示法においても変わるものではない。
- ただし、食品表示基準においては、この場所を表すのに、「食品工場等」という用語を使用することとする。

（理由）現行と同様、この場所に係る者を表すのに「製造者」「加工者」という用語を使用すると、一つの基準の中で、表示責任者たる「製造者」「加工者」という用語との区別がつかなくなるため。
- なお、輸入品にあつては欄名を「輸入者営業所」「輸入元」等輸入した者の営業所所在地であることがわかる用語を使用することとする。

(参考)食品の流通実態と食品工場等

(大手食品メーカーがブランドオーナーであるNB商品のポテトチップス

(「実際に食品を作っている者」は別の製造業者)の場合) ※13頁と同じ事例



# 食品表示基準に基づく表示例

# 食品表示基準に基づく表示例

## 食品表示法

### 加工食品の表示例

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも、植物油脂、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	80g
賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光及び高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者 (又は表示責任者)	〇〇株式会社 123-4567 東京都▲▲区...
食品工場等	■株式会社 234-5678 埼玉県△△市...

表示内容に責任を有する者の氏名と住所について記載(現行のJAS法と同様)。「製造者」「加工者」「販売者」「輸入者」を記載してもよい、「表示責任者」と記載してもよい。

※ 電話番号やメールアドレス等の情報は、消費者からの問い合わせ先として役に立つものであるため、その表示をすることは望ましい。

最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所について記載(現行の食品衛生法と同様)。ただし、表示責任者に係る情報と同一である場合は、省略することができる。

※ 製造所固有記号については、別途、今後の加工食品調査会において説明予定。 ※ 下線部分は、2頁からの変更がある箇所。